

(制度名 宅地建物取引主任者資格試験の実施)

(総合政策局不動産課)

1. 制度の概要

国土交通大臣の指定する指定試験機関は、全都道府県知事から委任を受けて、宅地建物取引主任者資格試験に関する事務（試験事務）を行う。

(宅地建物取引業法第十六条、第十六条の二)

2. 指定、登録等の基準

○宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）

(指定)

第十六条の二 都道府県知事は、国土交通大臣の指定する者に、試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

3 都道府県知事は、第一項の規定により国土交通大臣の指定する者に試験事務を行わせるときは、試験事務を行わないものとする。

(指定の基準)

第十六条の三 国土交通大臣は、前条第二項の規定による申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同条第一項の規定による指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 申請者が、試験事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて試験事務が不公正になるおそれがないこと。

2 国土交通大臣は、前条第二項の規定による申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、同条第一項の規定による指定をしてはならない。

一 一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。

二 この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。

三 第十六条の十五第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

四 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

イ 第二号に該当する者

- ロ 第十六条の六第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
財団法人 不動産適正取引推進機構	昭和62年5月11日	東京都港区虎ノ門三丁目8番21号第33森ビル3階 03-3435-8111	宅地建物取引業法第16条の2第2項に基づく申請があり、同法第16条の3に掲げる条件を満たしていると認められたため。

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答
特になし

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

料金等	積算根拠
該当なし。	国土交通省として料金等の決定に関与していない。

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果（平成20年9月1日現在）

見直しの結果、特段の問題はないが、引き続き基準に沿った運用に努めることとする。

7. 政策評価

平成23年度までに実施予定。